

議案第 70 号

里庄町工場立地法準則条例の制定について

里庄町工場立地法準則条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

工場立地法で定める工場敷地内の土地利用制限を緩和することで、既存工場の増改築や設備更新、耐震化を促進し、工場の町外転出を防止するとともに、新規工場立地を促進することで、本町の産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的に、里庄町工場立地法準則条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 里庄町工場立地法準則条例

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

### (区域及び緑地面積等の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
全域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

### (建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第 4 条 工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率の下限値を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第2項関係）

生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.05 - \frac{G0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left( 0.05 - \frac{G0}{S} \right) > 0.05S - G1 > 0$ <p>のときは <math>G \geq 0.05S - G1</math> とし、  <math>0.05S - G1 \leq 0</math> のときは <math>G \geq 0</math> とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{E0}{S} \right)$ <p>ただし、</p> $\frac{P}{\gamma} \left( 0.1 - \frac{E0}{S} \right) > 0.1S - E1 > 0$ <p>のときは <math>E \geq 0.1S - E1</math> とし、  <math>0.1S - E1 \leq 0</math> のときは <math>E \geq 0</math> とする。</p>

備考 表の式における記号の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 1 G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- 2 P 当該変更に係る生産施設の面積
- 3  $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- 4 G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- 5 S 当該既存工場等の敷地面積
- 6 G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- 7 E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- 8 E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- 9 E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計